

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2004. 6.10発行〈通巻第339号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

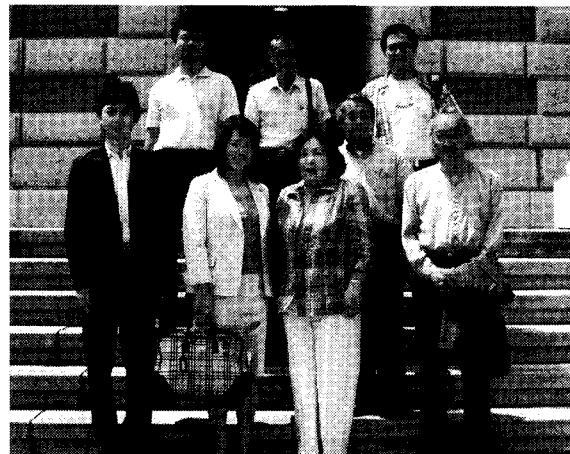
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●全面勝訴！指曲がり症宝塚市訴訟	2
●安全衛生活動への熱意感じた職場訪問 日-韓安全担当者交流 その2	6
●労災保険Q&A その19 二重就業者、単身赴任者の通勤災害の範囲拡大	12
●前線から(ニュース) 元ハツリ労働者のじん肺 22年目の認定 沖縄	16
●2004年夏期カンパへのご協力のお願い	18

全面勝訴！指曲がり症宝塚市訴訟

認定行政の誤り、さらに明らかに



原告・宝田英子さん（前列左から3人目）、平方かおる弁護士（同2人目）と
宝塚市職と自治労兵庫県本部の方々（神戸地裁6月17日）

兵庫県宝塚市立の小中学校で給食調理員として長年働いた宝田英子さんが指曲がり症（変形性手指関節症）を発症し、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に公務災害申請したところ公務外とされ、その公務外認定処分の取消を求めた裁判で、神戸地方裁判所第6民事部・田中澄夫裁判長は、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡した。裁判闘争に取り組んだ、宝田さんが所属する自治労宝塚市職、同兵庫県本部、医学面から支えた田島隆興医師、弁護団の位田浩・平方かおる両弁護士のご努力に敬意を表したい。

豊中市訴訟（2001年4月25日大阪地裁・確定）、堺市訴訟（2001年5月23日大阪地裁、2003年2月27日大阪高裁・確定）、安来市訴訟（2003年2月10日松江地裁・確定）に続く4例目の勝訴となった。地公災基金を相

手取った指曲がり症訴訟は、ここまですべて原告勝訴である。そのほか、樋原市、尼崎市では不服審査段階の公務上裁決も下されている（本誌2003年1、2、3、11-12月号）。

今回の1名を含めると、これまでに地公災基金によって公務上認定された給食調理員は117名となったとみられる。

判決は、これまでの各判決を踏襲しながら、地公災基金が設定している認定基準を「採用することはできない」と明確に言い切っており、労組では地公災基金に対して、控訴断念と不当な認定基準撤廃を強く求めしていくこととしている。地公災基金側が、同種訴訟ですべて敗訴するという前代未聞の事態を踏まえて、指曲がり症の取扱いをどう改めるのかが注目される。

認定基準採用せず

労働負担量の指標として、経験年数、調理員一人あたりの調理食数、年度ごとの一人あたり調理食数を合計した総調理食数が参考にされる。

これまでの諸判決は、おおむね、経験年数10年、総調理食数2000食を超える労働負荷の蓄積を目安に、給食調理労働が指曲がり症を発症させる危険があるとして、公務上判断をしてきた。これに対して、地公災基金はこうした司法判断に反する認定基準に固執しており、本裁判でもこれが最大の争点だった。

地公災基金の認定基準は、

1) 中災防報告書(地公災基金が認定基準を作る基礎資料として実施した委託研究報告)が示した「経験年数11年以上、総

調理食数2001食以上」という目安に加えて、通算の年平均200食以上の労働経験がある。

2) 各年度について同規模施設の全国平均調理食数と比較して、それを上回っている年度が相当数(※半数を目安としている)ある。

というものである。

要するに、給食調理員という集団の中で、被災労働者本人の労働負荷が平均的労働負荷を相当超えるという、「比較」過重性がなければ認定はしないという趣旨の「過重性基準」である。

この点について判決は「・・・原告の平均調理食数が全国の同等規模施設における平均調理食数を超える年度数がどの程度か、施設、器具類などが定められた基準を満たしているか否かにより判断するものであり、結局、全国の平均的な水準以下の給食調理

◎原告および関係者のコメント◎

原告・宝田(ほうだ)英子さん

「とてもひとりではできることではなく、みんなの応援があってここまでこれました。組合員でほんとうによかった。まして、退職しているのに、こんなにしていただけてうれしいです。地公災基金には障害認定もきちんとしてもらいたい。」

宝塚市職特別執行委員・岸本良晴さん(写真前列右端)

「やっと安心しました。裁判では4例目で先例通りでよかった。ここから先は自治労本部にがんばってもらいたい。」

弁護団・位田浩弁護士

「この判決は、中災防報告などをもとに、「調理食数2000食、勤務年数10年を超えた点において」は、給食調理業務のなかに指曲がり症(変形性手指関節症)を発症、増悪させる相当の危険性が内在しているといし、全国平均調理食数を超えることを要求する被告基金の主張をしりぞけた。これまで基金がとってきた指曲がり症の労災認定基準を否定したものである。基金は、早急に基準を見直し、救済の範囲を拡げるべきである。」

業務従事している限りでは変形性手指関節症発症の危険につながるような業務過重には至っていないという前提に立つものであって採用できない。」として地公災基金の認定基準を明確に否定した。

原告側は、疫学調査や作業実態が証明しているように、「指曲がり症発症というリスクを内在している給食調理員集団」における指曲がり症の公務上外認定基準の中に、その集団の中でもさらに平均以上の「過重な」業務をしていたことを認定要件にもちこむことは、非科学的かつ不合理であり、不當に認定の幅を狭めていると主張してきた。判決はこれを認めたといえる。

宝田さんの場合「勤続期間が27年余りであり、総給食調理数は5000食を超えているから、公務期間中の公務の具体的な内容、作業環境を勘案する必要はあるものの、原告の公務の中に本件疾病を発症、増悪される相当程度の危険が内在していたと推定することができる。」(右表1参照)と判断された。最初に左手の小指に異常を自覚した1979年時点は9年目、1800食だったが判決では問題にされなかった。

負担作業も具体的に認定

調理作業における手指負担作業については、原告側が多数の現場写真(次頁参照)を添え立証し、裁判所もこれを認め、家事労働と同一だという被告の主張を斥けた。

地公災基金側は指曲がり症の原因をあくまで遺伝や加齢であるとしてきたが、判決は被告提出の証拠も引用しながら「手指へ

表1 原告・宝田英子さんの調理歴一覧

年度	学校	調理員数(A)	調理食数(B)	B/A
1970	壳布小	4	703	176
1971	〃	4	758	190
1972	〃	4	814	204
1973	〃	5	899	180
1974	〃	5	975	195
1975	〃	5	999	200
1976	〃	5	1028	206
1977	〃	5	1103	221
1978	〃	5	1150	230
1979	西山小	5	1159	232
1980	〃	5	1200	240
1981	宝塚中	6	1377	230
1982	〃	7	1474	211
1983	長尾台小	4	772	193
1984	〃	4	769	193
1985	〃	4	737	185
1986	〃	4	687	172
1987	〃	4	647	162
1988	〃	4	600	150
1989	〃	4	560	140
1990	〃	4	534	134
1991	〃	3	490	164
1992	〃	3	463	155
1993	小浜小	4	658	165
1994	〃	4	615	154
1995	長尾小	4	722	181
1996	〃	4	728	182
1997	〃	4	727	182

の力学的負荷の関与を原因と考える見解については、・・・その他前記調査報告や各意見に見られる発症原因に関する医学的な解明状況等に照らす限り、相応に合理的な根拠を有するものということができる」として、これまでの各判決と同様に地公災基金側の主張を斥けた。

控訴せず認定基準撤回を

認定基準を否定する司法判断が完全に定着するなか、漫然と従来の主張に基づいた公務



牛乳瓶の詰め替え



回転ブラシを使った食器洗い



にんじんの皮むき

外判断を繰り返す地公災基金の姿勢は公正な公務災害認定を行う責任を放棄したもので、許されない職務怠慢である。これ以上認定基準を改正しないのであれば、違法な不

作為状態というほかない。

地公災基金は、現行認定基準を即時撤回しなければならない。

労災補償研究会 安全衛生研究会のご案内

お気軽にご参加ください。どなたでもご参加いただけますが、なるべく事前に参加予定者の所属、氏名をFAX、メール(Fax:06-6942-0278/e-mail:koshc2000@yahoo.co.jp)で安全センターまでご連絡ください。

会場は連合大阪会議室(大阪市中央区北浜東3・14 エル・おおさか11階[地下鉄、京阪「天満橋」駅下車、徒歩5分])、いずれも金曜日の午後6時~8時です。参加費は無料。

04年 7月16日	多様化する労働形態と労災保険
請負・委任、経営者など、労災保険上の労働者性判断の基準と、特別加入制度の現状を検討。	
04年 8月20日	労働安全衛生マネジメントシステムの現状況
安全衛生対策の決定版として評判のO S H - M S の現状況を検証する。	

主催：連合近畿労働安全衛生センター、関西労働者安全センター

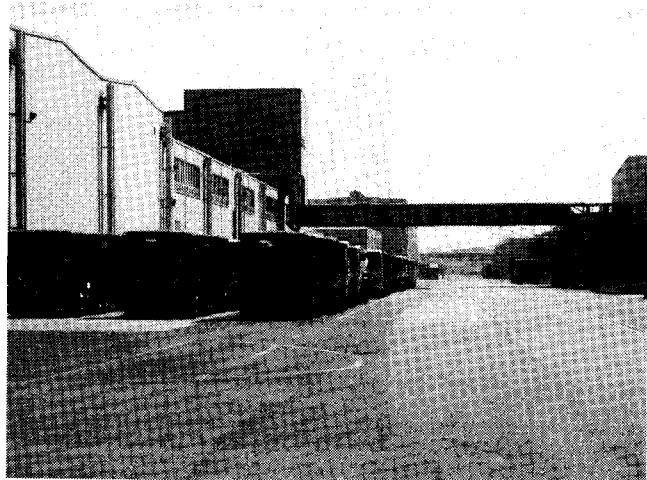
安全衛生活動への熱意感じた 職場訪問

日－韓安全担当者交流 その2

本誌前号で報告されている4月の日韓安全担当者交流で、群山市の大宇商用車とその下請企業のイルソンテック、益山市のマンション建設現場を当該労働組合のご協力で訪問し、職場を見学した。職場では積極的に改善提案が行なわれていた。

大宇自動車では職場見学のあと、民主労総大宇商用車労働組合、同群山市域金属労働組合の活動家、職場委員と交流会がもたれた。交流会では、日本側から日本の安全衛生、労災職業病の実情を、韓国側からは明昌権（大宇商用車労組産安部長）、趙ヨンホ（群山市域金属労組産業安全室長）の両氏が安全衛生活動の基本的考え方や取り組み経過を報告し、意見を交換した。今後もこうした交流が重要だと痛感した。

明、趙両氏の報告を以下に紹介する。（事務局 片岡）



大宇商用車工場

韓国の労災闘争の評価と対案

明 昌権（民主労総大宇商用車労働組合
産安部長）

一、韓国の産業安全活動と労働運動の危機

1、産業安全活動の現実

産業安全活動が労災処理に埋没しており、計画的な活動を進めることができていないのが実状である。—「毎日が組合員の『お使い』だけしているようで、労災処理ばかりやっているみたいだ。われわれの事業場の安全保健の問題について長期的な見方で計画を立て、一つ一つ予防するようなことをやりたいのですが、そのような条件がない



明昌権氏（左から3人目）

ようでイライラする」(KH企業の産業安全局長へのインタビュー)。

2、日常活動の歪曲された基準

労組幹部に対する組合員の依存意識が深まる一方で、労組活動に対する組合員の関心と参加は下がっている。労組幹部は毎年繰り返される賃金交渉に埋没し、組合員はそれによる成果で日常活動を判断する傾向が強まっている。

3、消耗的な労組活動の結果

指導部と活動家に対する行き過ぎた「献身性に対する要求」が、結局力の消耗を早め、組合員が組合幹部は特別な人だけがやれるものだと意識し、労組活動に対して受動的で依存的な姿勢を持つようになった。

4、組合員の活動性の停滞

組合員の活動性が沈滞している原因是、大きく外的な要因と内的な要因に分けられる。外的な要因としては資本の労働弾圧と強制によって生ずる、恐れ、諦め、無知から始まる。また内的要因は、外的要因から生ずる組合員の被害・敗北意識、労組幹部に対する不信を自己合理化によって正当化する過程にある。労組幹部が資本の統制戦略と労働者個人が持つ自慰的な防御心理を理解できず、労働組合活動に対する懷疑に落ち込んだりもする。

二、追求しなければならない活動の目標

1、基本課題

- 1)闘争への動員と分配における、政策と日常活動の強化によって、労働運動を変化させなければならない。
- 2)消耗的な力の浪費を止揚し、活動方式を合理的に改善しなければならない。
- 3)実質的大衆的な産業保健活動によって日常活動の中心を立てなければならぬ。
- 4)現場の自立性の確保を通じて、人間化された現場を勝ち取る。即ち、組合員が要求し組合員が貫徹させる、現場の気風を建設する。

2、現場活動の目標

- 1)資本の労働弾圧を防御すると同時に、組合員の恐れ、諦め、無知を克服する方法として闘いの効率を高めなければならない。
- 2)産業安全活動の哲学と原則を樹立し、活動の混線を最小化し、資本の攻撃を効果的に粉碎しなければならない。
- 3)産業安全活動を日常的に組織化できる産業安全委員を確保し、現場の求心点になる労働者との意思疎通体系を組織していかなければならない。
- 4)安全保健業務は会社がやるべきことで、労働組合は会社が正しく業務を推進できるように監視、指導していくという労使関係を理解しなければならない。

三、目標のための具体的な方案

1、活動主体の性格と役割

- 1)産業安全幹部は闘いを勝利に導くため、マクロな眼と情報が必要で、活動家を支援できる戦略と戦術を備えていなければならない。
- 2)産業安全委員は現場の実質的な活動家として、現場の要求と指導部の支援を有機的に結合させ、組合員の実践闘争をまとめなければならない。
- 3)組合員は闘いの主体として正当な権利を要求し、闘う義務がある。このような義務を果たさない行為は、組合員としての権利を自ら放棄することを意味する。

2、産業安全活動の原則と戦術

- 1)産業安全の幹部の数が限られているだけでなく、現場の情緒や状況を正確に把握できない。従って、活動の前に該当部署の求心点（産安委員または代議員）を作らなければならない。
- 2)産安活動の領域と役割を概念化することで、資本の論理の侵入を防ぎ、産安活動の正当性を維持しなければならない。

例) 産業安全室活動の対象と原則

- －安全・保健に関する問題が正常な手続きによって解決されていない状況
- －安全・保健に関する労働者の正当な権利が侵害されている状況
- －安全・保健問題は該当組合員と共に考えて解決していく
- －正当性と常識を欠く条項は要求しない

- 3)組合員の主観的な被害意識を、活動の勝利によって治癒しなければ

ならない。現場の安全保健問題が発生したとき、組合員の要求を整理し、関連法規と情報を十分に検討した後、会社側に対しても果敢な闘いを展開しなければならない。このような過程を通して会社の機先を制することができる。注意点は会社側に提示する要求条件と決定を、多少不十分でも正しい志向線上で、組合員の目の高さに合わせなければならないことである。ここでの幹部の役割は、最高の要求が何であるかを組合員に勧告することである。

4)現場闘争勝利のための過程

- －究極的な闘いの目標を決定せよ
- －要求の対象を区分せよ（会社、労組、個人）
- －組合員を受動的にさせる要因を分析し、対応せよ
- －流れ、戦術、目標に関する組合員の理解を高めよ
- －会社の真正な計画をつかみ、逆利用せよ



イルソントック

－会社の意図を確認できなければ、仮説
を立てて備えよ

四、警戒しなければならない活動の注意点

1、産業安全幹部が注意しなければならない事項

- 1)一人の人間に任せてしまう活動、一人でやる活動
- 2)成果主義に埋没し、組織内の葛藤を助長する活動
- 3)有害危険作業を下請け労働者に押しつけようとする姿勢

2、誤った活動の代表的な類型

- 1)受動型の活動：熱意が不足したり気の弱い産安幹部（委員）のケース
- 2)黙殺型の活動：組合員の要求を勝手に判断し、無視するケース
- 3)解決士型活動：熱意はあるけれど成果主義的な傾向が強い産安幹部（委員）のケース

－このような活動は組合員の参加と闘いを排除する形でなされる可能性が高く、長期的には現場の活動性を消滅させる最も危険な類型である。

五、結論

韓国労働運動の危機は、労働組合活動の究極的な目標が労働組合の権力掌握に歪曲されることで、労働者の哲学と長期的な戦略、戦術を放棄し、組合員の賞賛を受けるための成果主義、実用主義を選んだことから始まった。即ち、苦い良薬を捨てて甘い砂糖菓子を選んでいることが現在の労働運動の現況である。

労働組合の力は労働組合員が自らの権利を知り、正当な権利を求めて団結する過程から始まる。資本はこれを最も恐れる。また、幹部の役割は組合員の権利が何であるかを教育し、組合員に分かろうとする情熱を植え付けてやることである。そして組合員の団結と闘いを保護することが幹部の任務である。われわれはこのような簡単な事実を忘れているのではないか？　われわれは労働運動の良薬が日常活動であるということを知っている。また、日常活動の主力は産業安全活動であるという事実もとっくに知っている。だからこそ労働運動の新しい変化とモデルを作り出さなければならない重い任務が、われわれ産業安全担当者に課せられているのである。

* * * * *

群山市域金属労働組合の
産業安全・保健活動
趙 ヨンホ(群山市域金属労働組合産業安全室長)

1、労働組合設立の概要

最低賃金に近い低賃金と殺人的に厳しい労働、劣悪な労働環境の中で、何時かはきっと良くなると言うかすかな期待感を持って黙々と仕事だけをしてきた労働者にとって、大宇自動車の生産量激減によって協力業者資本家たちが行う50%に近い整理解雇を、誰も避けることができなかった。何時までも雇用不安に苦しめられ、資本家たちの論理によって正当な労働者の権利を奪われるこ

とを拒否する協力業者の労働者が、群山地域を中心にして、2001年1月29日、労働組合を設立した。

2、産業安全保健の活動

ほぼこの間は雇用に対する不安の解消、生活できる賃金を勝ち取ることと労働組合の権利を取り戻すことを優先したため、組合の中に産業安全保健部署を置き、労・使産業安全保健委員会も設置・運営されてはいたが、産業安全保健に対する知識と意識が不足し、労働組合自身でも大きな比重を置かないまま、形式的な活動だけをしてきた。

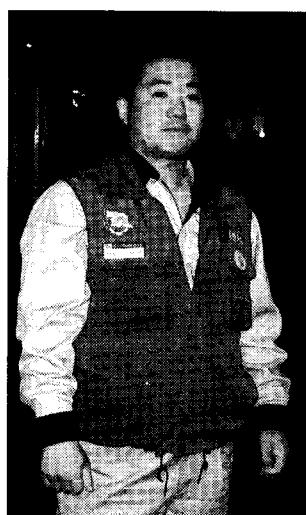
この結果、作業場内の作業環境はますます劣悪になり、労働はますます厳しくなり、労働災害の発生頻度は増えていくことになった。

会社側の横暴は更に酷くなった。殆どの労働災害を会社自らの手で公傷処理するかまたは隠蔽し、組合員が治療を受ける時ですら、会社の顔色を見なければならぬと言ったことになつた。もちろん

社内の下請け業者に対する横暴は、到底、話にもならなかつた。

1)産業安全活動の始まり

2003年、2代目の執行部になると、事業場の産業安全問題は、



趙ヨンホ氏

生活賃金、雇用の安定と区別できない位重要であるという認識のもとに、産業安全保健部署を強化しなければならないという意見を誰も否定できないばかりか、その深刻性すら認識するようになった。

2) 労・使産業安全保健委員会の活性化

この間形式的であった労・使産業安全保健委員会を活性化させるために、産業安全保健法を根拠とした事業主の違反事項と未処置事項を指摘し改善していくことを始め、安全靴、防塵マスクなど、組合員が最も不便を感じていた安全保護具を、より質の良い製品に交換することを始めた。

2003年度の3／4分期産業安全保健委員会では、労・使産業安全保健委員会運営規則および社内安全保健規定を制定した。韓国FCS支部は労・使協議会によって産業安全保健委員会を設置し運営するという大きな成果を生みだした（現行法上は100人以上の事業場にだけ適用される。韓国FCS支部は全職員数が30人程度）。

2003年度4／4分期産業安全保健委員会では、事業主と結託して形式だけ設置してきた作業環境測定機関を改編し、組合員の安全・保健に関する問題をより深く身近にできる足がかりを作ることもできた（3支部で機関変更に合意）。

3) 筋骨格系疾患者の労災療養申請闘争

2004年、2人の組合員が腰の痛みを訴えた。面談の結果、療養闘争を進めることを決意し、会社に検診費の負担および

所要経費の負担、勤務時間に関する要請などを協議したが拒絶されたため、組合で月次休暇を利用して検診を実施した。検診実施後に臨時の産業安全保健委員会を開催し、患者に対する検診費とその他の一切の費用を会社が負担することに同意した。療養申請書を提出するときは、事業主は3日以内に署名・捺印し、療養受付に積極的に協力することに合意。

以後は勤労福祉公団宛の療養申請の受け付けについて承認を受ける。

4) 上級団体の安全保健教育と全北安全担当者会議への参加

産業安全保健に関する全般的な活動は十分ではなかったが、上級団体による教育と全北産安担当者会議が活動の基礎知識と法令に関する知識を習得するうえで大

おわりと訂正

前号(2004年5月号)の内容に間違いがありました。申し訳ありません。以下のように訂正させていただきます。

■8頁左の段中ほどよりの「(補償の基礎額)」で始まる引用条文は、下記の条文に差し替えてお読みください。

「(補償の基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 7,000円
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員並びに執行機関の附属機関の非常勤の委員 6,000円
- (3) 規則、規程等に基づき設置された協議会等の非常勤の委員 6,000円
- (4) 前各号に掲げる職員以外の非常勤の職員 5,500円
- (5) 幼稚園の学校医等 学校医等の公務災害補償に関する条例(昭和42年12月20日大阪府条例第40号)別表に準じた額」

■9頁左の段中ほどよりの引用条文は、下記の条文に差し替えてお読みください。

きな機会になった。

持続的な産業安全活動家との交流によって、事業場の懸案問題を相談したり情報を共有することが可能になった。

本組合の活動における成果も、産安担当者との持続的な交流が大きな土台になった。

3 産業安全保健活動の計画

- 1) 上級団体の教育と全北産安担当者会議を通じて、産安活動家たちとの持続的な交流と情報の共有
- 2) 労働組合内での産安活動家の持続的な参加の督励と教育の実施
- 3) 筋骨格系疾患に関する有害要因調査と、その評価を通じた設備の改善、組合員の健康の権利のための予防措置

訳責(中村猛)

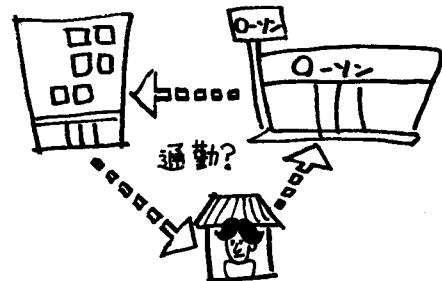
「(補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が知事(市町村長)と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事(市町村長)が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員
負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日に
おいてその者について定められていた報酬
の額(その報酬の額が補償基礎額として公正
を欠くと認められる場合は、実施機関が知
事(市町村長)と協議して別に定める額)
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められ
ている職員又は報酬のない職員 前号に掲
げる者との均衡を考慮して実施機関が知事
(市町村長)と協議して定める額」

□ただでさえ判り難い非常勤職員の条例による災害補償という問題なので、引用間違いでさらに判り難くなっていました。次号で、具体例をあげた解説を試みる予定ですのでご期待ください。

労災保険 Q君 & A 氏



その19：

二重就業者、単身赴任者の通勤災害の範囲拡大

Q君：通勤災害の範囲が広がるそうですね。

A氏：そうなんだ。一昨年の7月に厚生労働省の「労災保険制度の在り方に関する研究会」でまとめられていた方向性が、このあいだ5月21日に開かれた第7回研究会でいよいよ拡大への具体的な内容について詰めの検討が始まったということなんだ。

たくさんいる二重就業者

Q：具体的にはどういう点が変わるというんですか。

A：まず一つ目は二重就業者の場合の通勤の定義なんだ。

Q：朝はAというコンビニで働いていて、午後からはBという会社の仕事に就いているというようなとき、Aの勤務を終えてそのままBに出勤するというとき、そのAからBの間は今の労災保険法では通勤にはならないということですね。

A：「住居と就業の場所の間を合理的な経路及び方法で往復する」というのが通勤だか

ら、住居が介在しない以上、通勤にはならないということになるよね。

Q：前から問題になっていたようだけど、確かにその間に事故にあった人にとっては不公平に感じますよね。

A：君はいまコンビニで働いていて、という二重就職者の例を出したけれど、他にどんな場合が考えられるかな。

Q：～そうですね。昼間は地味な会社のOLで、夜はクラブに勤めて稼いでいる人とか・・・。

A：君は大学生だったね。学校にもいるじゃないの。

Q：ああッ、非常勤の語学の先生。そういうえばあの先生、三つ大学を掛け持ちしていて大変だとか言っていたな。

A：そうそう、意外にこれも典型的だよね。しかし、この二つの事業場間の災害の場合、どちらの事業場の労災保険にするかが問題になるね。

どっちの事業場の労災保険？

Q:通勤災害は、保険率も一緒だし、その後のメリット制にも関係しないから、どこでもいいんじゃないですかね。・・・あッそうか、給付基礎日額をどっちで取るかということがありますね。

A: なんだ。厚生労働省の叩き台の案では、出勤を重視して後の事業場の労災保険番号ということにしているけれど、さっき君が言ったクラブで働いているOLだったらそのクラブの給料がもとになってしまいそうだね。

Q:副業の方で計算されて、本業のほうも休まないといけないのは困りますね。

A:これは何も通勤災害に限った話ではないね。収入の少ない副業の方で災害にあった場合の休業補償は現状では本業の分までカバーしてくれないからね。それでこの際、この点も見直そうと検討会の議論は進められているらしい。

Q: ようするに二重就業者の場合、通勤災害であろうと業務災害であろうと、二つの収入を合算して、労災保険の給付基礎日額にしようというわけですね。そりや、道理ですよね、今ごろ改正しようというのが遅いぐらいでしょう。

A: といっても、そもそも労災保険というものは個別の事業主の労基法上の災害補償責任を果たすためのものだから、なかなか簡単には行かないんだよね。労働基準法第12条の平均賃金というのは、解雇予告手当や事業主都合の休業補償にも適用されるわけ

で、こういう合算の段取りは、労災保険特有の給付基礎日額の処理でやらなければならないということだしね。

賃金合算で問題となるメリット制

Q:なるほど、そうすると二つの事業場の賃金を合算するとなると、他に何か労災保険の運営上問題が起こってきますか。

A:これも君がさつき言ったメリット制の問題があるよね。通勤災害はメリット制の対象とはならないからいいものの、業務上災害の場合はちょっと困ったことが起きる。例えばBの事業場で労災事故が起きて、そのA社の賃金分も合算して休業補償給付が支給されたとすると、その合算額がその後のBの保険料に影響するというわけだね。

Q:まあ、OLの働いているクラブBは何十人も雇っていないからメリット制は関係ないじゃないですかね。

A:あのね、二重就業者はクラブだけでは働くよね。コンビニで働いていて、午後に従業員60人の工場の倉庫の仕事をしている人なんてどう？

Q:ああそうですね。工場の会社のちょっと勉強している専務は怒るでしょうね。

A:それで叩き台では、メリット制の方には影響がないように処理をするということになっているんだ。でも、どう処理するかというのは意外に難しいよね。

Q:エッ、なんでですか。

A:でも、A社の賃金の負担は誰が負担するの？建設のじん肺で最後の粉じん職場が一ヶ月だったなんて場合、建設業全体のメ

リット制調整率でカバーしているけれど、同じように全業種でそれをカバーするというのかね。

Q:ちょっと難しそうな話ですね。でも、そんなものの全体からすると僅かだろうからいいんじゃないですか。

A:それを言い出すと、いまの業種別保険率やメリット制全体の問題もでてくるよ。まあ、この問題はまた機会を改めることにして、ともかく、叩き台はとにかく措置を講じるということになっている。

単身赴任者赴任先住居は就業の場所？

Q:他に通勤災害で何が拡大されるんですね。

A:単身赴任者の帰省先住居と赴任先住居の間の移動に就いて、どこまで通勤とするかというのを思い切って拡大しようという話なんだ。

Q:確かに、月曜日の仕事のために日曜の夜に赴任先のアパートに移動というのは通勤にはならなかつたですよね。それを認めるというわけですね。

A:この問題にはきっかけになった判決があるんだ。秋田地裁が平成12年11月に下した判決。内容はこうだ。自宅に家族を残し、秋田県男鹿市内で建設工事に従事する労職人3人が休日を利用して会社所有のワゴン車で自宅に帰り、就労日の前日に自宅から赴任先の宿舎に戻る途中に車が転落、全員死亡したという事故だった。労働基準監督署長は二つ住居の間を移動したので

あって通勤には該当しないとして不支給とし、裁判所の判断は工事現場の付属施設としての宿舎であって、就業の場所と一体と考えるべきとして取消判決を下した。それに対し、厚生労働省側は控訴をしなかったというわけだ。

Q:要するに判決は就業の場所と宿舎が一体であって、住居に戻ったというより就業の場所に戻ったと考えるわけですね。すると、結局現状の認定基準を踏襲しても同じ判断でいける判決だったんじゃないですか。

A:しかし、こういうケースはいくらでも考えられるよね。それなら東京から大阪支社に単身赴任しているビジネスマンが、大阪のアパートに帰るのは、工事現場とは違うからやっぱりダメなのかという話になるからね。だからこの際改正が妥当という話になつたんだ。

Q:たしかに単身赴任なんてまったく普通のご時世に、直行ならOKでアパートに寄つたらダメ、それでも洗濯物を置くためだけに寄る程度ならOKなんてつまらない調査に労働基準監督署の担当者が時間をとられるというおかしな事態はいいかげんにやめないとね。

中断、逸脱後も範囲を拡大

A:そのとおりなんだね。それから「中断」と「逸脱」の特例扱いをどうするかというのがある。

Q:例の選挙権の行使だとか、病院に受診するとか、はたまた学校へ行くんだけどその

学校はどういう学校かなんてことの話ですね。たしか、「日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」なんて、キツキツの限定的な表現になっていましたね。

A: 厚生労働省の叩き台は、拡大について三案出している。一つは中断と逸脱から元の経路に復した後は、その中断、逸脱の理由を問わずに通勤と認めるというもの。二つ目は、特例的扱いの対象を日常生活上必要な行為以外にも広げる。そして三つ目は、日常生活上必要な行為の省令で規定する分を追加する。まあいずれにしても増やそうということだね。

雇用形態多様化と 世間の常識が制度を変える

Q: こういう問題は、世間の常識というかそういうものを十分に反映しないとダメなんじゃないですかね。仕事に行くということ

がなければ、その人はそこに居なかつたということがあれば通勤ということになるんでしょうから、不毛な議論にならないような条文にしないといけないんでしょうね。

A: 最初の二重就業者の問題、単身赴任者、それに中断、逸脱、どれをとってみてもいまの雇用労働者の多様性を反映させた労災保険の運営に関わることと言つていいんだろう。この手の話は、まだまだこれから進んでいくだろうね。例えば労働者性の問題と労災保険制度の関係なんかもこれからまた再検討が必要になってくるだろうしね。

Q: それで、この検討会はいつ結論が出るんでしょうね。

A: どうもここんところ頻繁に開催されているようで、遅くない時期に法律改正案なんかもできてくるんじゃないかな。ただ、まだ未確定な要素、特にさっき言ったメリット制への反映の関係や、賃金報告の事務手続きのあり方などの実務上の問題があつたりして、これから注目されるところと言つていいんじゃないかな。

**GAC 2004
TOKYO**

2004年世界アスベスト東京会議

Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo

2004年11月19－21日

東京・早稲田大学国際会議場

組織委員会では、世界会議の成功に向けて国内で募金をつのっています。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

2004年世界アスベスト東京会議組織委員会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F Tel(03)3636-3882 Fax(03)3636-3881

Eメール:gac2004@ac.wakwak.com URL:<http://park3.wakwak.com/~gac2004/>

銀行口座:三井住友銀行・亀戸支店(普)1601650「G A C (ジーエーシー) 2004組織委員会」

前線から

元ハツリ労働者のじん肺 22年目の認定

沖 縄

那覇市の隣、浦添市に在住する伊良皆徳助さん（85歳）は1982年にじん肺による呼吸機能障害で身体障害3級の認定を受けて今まで療養生活を送ってきた。1999年からは在宅酸素療法を受けるようになった。

伊良皆さんは沖縄本島の西に浮かぶ人口約千人の離島・粟国（あぐに）島出身。本誌でも何回か報告した島出身のハツリ労働者のうちでも戦後で最も古い人の一人だ。

伊良皆さんは14歳の時に島を出て大阪市北区の染工場などで働いたのち戦争で召集され、命からがら沖縄にもどったのち、戦後、ずっとハツリ一筋で、主に大阪で働いた。様々な解体現場や大正区の中山製鋼の中でも仕事をしたことがあるという。

その伊良皆さんを知ったのは、彼の親戚筋のハツリ労働者が肺結核で入院中に肺がんを発症してあつとう間に亡くなつた件がきっかけだった。そのころから、大阪のハツリ労働者の相談を受けたときは「同じような被害にあつている人が大阪でも沖縄でもいたら紹介してください」とお願いするようになつた。

浦添市内の伊良皆さんのアパートはとても見晴らしがよくて、気持ちよく風が吹き抜ける。担当の訪問看護士に案内されて昨年会うことことができ、労災請求することになった。伊良皆さんの申立書を作成し、主治医にじん肺健診結果報告書を作成してもらい、休業補償請求書を作成して最終粉じん職場のときの雇用主を管轄する大阪・天満労基署に提出した。

労基署からは労災課長らが沖縄に出張し本人聴取を行い、関係医療機関をまわつた。その調査の中で、入院先での呼吸機能検査から1999年7月からすでにじん肺管理区分「管理4」相当であったことが認められたため、制度上はその時点から労災が適用可能ということになった。そして、ようやく4月下旬に業務上認定された。

「じん肺だと言われて、役所にも相談したんだがどうにもできなかつた」との伊良皆さんの言葉に少しでも応えることができたのではないかだろうか。こうしたケースが知られれば、今後、救済される人が徐々にでも増えていくのではないかと思う。

昨年10月に訪ねたときに「私が新聞に出ました」と沖縄タイムスを見せてくれたのがこの記事だ。伊良さんは今、地域の人たちに支えられて生活している。労災認定されても何も変わらない。しかし、私たちが伊良さんと知り合いになることで得たものは大きかった。おそらく、労働

第6部 老いと暮らし

介護サービスに安心感



4年間かかわる訪問看護の宮黒さんとは「けんかするほど仲良し」と話す伊良音さん。訪問中は2人のおしゃべりが絶えない=浦添市

この企画は木一田曜日
に掲載します。

獨居

スタッフ連携し緊急対応

行政や医療関係者にとっても大切な経験になったのではないか。認定後に会った浦添市役所福祉課の担当者が、沖縄のはつり労

沖縄タイムス 2003年10月12日付

労働者のおかれている状況についてとてもまじめに聞いてくれたことがないへん印象に残った。

た沖縄在住の元ハツリ労働者のじん肺労災認定はこれで2人目となった。現在は、2件の遺族補償請求が進行中だ。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、各地の地域安全（労災・職業病）センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークです。

機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を収載しています。

- 1部:800円 ●購読会員:1部年額10,000円
 - 申し込み:全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881/E-mail:joshrc@jca.apc.org
URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

2004年夏期カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと存じます。関西労働者安全センターへのひとたならぬ日頃のご支援、ご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の諸権利を後退させる状況が進行する中にあって、当センターはさまざまな相談活動、職場の安全衛生活動の支援などを通じて、労働者のいのちと健康を守り、前進させる運動をねばり強く進めてまいりました。

とりわけ、昨年来、取り組みを強化してきましたアスベスト（石綿）問題では、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と協力し、被害者の救済活動に全力を上げています。その中で、大量にアスベストが使用された機関室で働いた元船員、機関車の整備・補修作業でアスベストに曝露した元国鉄労働者といったこれまで労災認定例が知られていなかったケースが浮かび上がってきました。建設関連労働者の被害例も目立ち、今後、アスベスト被害の存在が社会的に知られるにつれて、ますます被害が顕在化していくと思われます。今秋、反アスベスト運動を進めている世界中の活動家、被害者、研究者が結集し、東京で世界アスベスト会議が開催されます。当センターも会議の成功に向けて参加、協力していくことにしています。

労災かくし、外国人被災労働者の支援、腰痛・頸肩腕障害・指曲がり症など作業関連疾患に対する取り組み、じん肺等職業病被災者の救済、労災上積み・損害賠償請求など使用者責任の追及、職場安全衛生活動の活性化、国際連帯など様々な課題に対して、関係労働組合、専門家の皆さんと協力しさらに運動を前進させていく所存です。全国安全センター、連合近畿安全衛生センターなど各安全衛生センターとの連携、協力体制を強化していくことも重要なと考えています。新たな課題にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

こうした活動を進めながら、財政改善に銳意取り組んでいるところですが未だ不十分な状態に止まっています。まことに心苦しい限りではありますが、趣旨をご理解いただき、夏期カンパへのご協力を何卒よろしくお願ひ申し上げる次第です。

2004年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野方庸

5月の新聞記事から

5/1 午前9時半ごろ、北海道長万部町花岡の道央自動車道で観光バスが横転。運転手が死亡、台湾人ツアー客ら3人が重傷、24人が軽傷。

5/3 午前0時40分ごろ、宮城県築館町の東北道下り線で、トラックがガードレールを突き破って約10メートル下の町道に転落、2人が車外に投げ出され、全身を打って即死した。後部寝台で寝ていた1人も重傷を負った。

5/9 午後3時25分ごろ、長崎市飽の浦町の三菱重工業長崎造船所第2ドックで、建造中のカーフェリー「はまなす」から出火。船内にいた約20人のうち、下請け会社社員1人が煙を吸い込み入院した。船の中央部にある発電室内で油が漏れ、補助発電機の熱で出火したのではないかとみている。

5/12 脳出血で死亡した埼玉県所沢市の男性会社員の遺族が、勤務先のシステム開発会社「エスシーシー」と、同社の労組に損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。過労死を巡って労組に賠償を求めた訴訟は初めて。男性は02年2月、出勤中に気分が悪くなり、自宅で死亡。労働協約では、時間外勤務は1か月30時間以内だが、労組と協議し合意したうえで、100時間まで延長できると規定。男性の時間外勤務は死亡までの1か月間で約88時間だった。

午後7時ごろ、大阪府茨木市の「フジタテクノ」の本社事務所兼工場から出火、工場を全焼、近隣の民家や団体の講堂、駐車場の車9台にも延焼した。消防士が作業中に首に軽いやけどをした。

5/13 午前、地下鉄サリン事件で被害を受け労災認定された58人が、無料のアフターケア制度を利用するため、東京労働局に集団で申請した。被害者を支援するNPO「リカバリー サポート センター(RSC)」が利用希望者を募った。

午後2時ごろ、石川県野々市町中林の県立明和養護学校で、保護者の男性が、教員にナイフを振りかざし、男性教員2人が手に軽傷を負った。県警松任署は、男を銃刀法違反(所持)の疑いで現行犯逮捕した。

5/15 午前8時30分ごろ、秋田県警総務課企画調整官兼情報公開センター長の警視が、秋田市内の自宅敷地内で、首をつって死亡した。「仕事の関係で悩んでいる」という遺書があった。

5/16 午後4時ごろ、大阪市淀川区の「スーパー玉出淀川店」で、客ら約20人が目やのどの痛みを訴えた。うち店員3人を含む男女計11人が吐き気などが止まらず、病院に運ばれた。いずれも軽症。

5/21 午前9時10分ごろ、東京都台東区で運転手が発作をおこし、タクシーガ国道4号交差点

に面した「朝日信用金庫本店」正面入り口に突っ込んだ。運転手と男性客が軽いけが。

5/24 名古屋大病院に勤務する一部の医師の勤務時間が労働基準法で定める上限を超えているとして、名古屋東労働基準監督署が同病院を指導していたことが分かった。一部医師の労働時間が夜間の当直勤務の時間を含めると法定の週40時間を超えていた。

米海軍横須賀基地の元日本人従業員22人が、じん肺になったのは石綿粉じん対策が不十分だったためとして、国に総額4億8950万円の損害賠償を求めた第2次訴訟で、国側は横浜地裁横須賀支部が示した賠償額3億500万円の和解案を712万円減額するよう求めた。

5/25 全国の労働基準監督署が03年度中に受理した過労による心的外傷後ストレス障害(PTSD)やうつ病などの精神障害の労災申請は438人(前年度比28.4%増)で、過去最高だったことが、厚労省のまとめで分かった。精神障害の労災認定も過去最高の108人(同8%増)となり、うち40人は自殺。

午後10時55分ごろ、宮城県名取市の農道で、「東北第一交通」タクシー運転手が胸や脇腹など数カ所を刃物で刺されて死亡していた。宮城県警捜査1課は強盗殺人事件と断定、岩沼署に捜査本部を設置した。

5/27 午前10時40分ごろ、静岡県富士宮市の古紙加工会社「タチバナ産業」の工場で、裁断した古紙を貯蔵するタンクが爆発した。近くで裁断作業をしていた同市の工員ら3人がやけどを負って重傷、1人が軽傷を負った。「粉じん爆発」が起きた可能性が高い。

午後1時35分ごろ、茨城県つくば市の建材会社「日本ノボパン工業」つくば工場で爆発が2回、起きた。作業員計10人が熱風やを屋根瓦などで軽傷を負い、約5時間後に鎮火した。工場は木材チップを圧縮、加工するなどして床材などを製造していた。

5/28 自殺した横浜市内の郵便局員の女性の遺族が「自殺は過重な勤務によるうつ病が原因」として、日本郵政公社を相手に約1億2500万円の損害賠償を求めた訴訟が、公社側が6800万円を支払う内容で、東京地裁で和解した。和解条項は「過重な勤務や局長のセクハラ行為がうつ病を発症させ、自殺に至った」と安全配慮義務違反を認める内容。

5/31 午後8時20分ごろ、大阪府高槻市の国道171号交差点で、大型トラックが右折の市営バスに追突した。トラックの運転手が腰の骨を折る重傷、バスの乗客13人と運転士も打撲などの軽いけが。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

6月号(通巻339号) 04年6月10日発行

(毎月一回10日発行)

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 兼用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブル	ウェスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	100-112	-

(価格) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で価格は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259